

# 点検・測定及び試験の基準

別表第 1

点検・測定及び試験の基準は2種類あります  
 ①点検・測定及び試験の基準  
 ②点検・測定及び試験の基準（発電所・蓄電所あり）  
 非常用予備発電設備、小出力発電設備だけで、  
 発電所のない事業場は、①を使用します。

電気工作物		点検・測定及び試験			
受 変 電 設 備	引込線	外観点検			
	責任分界となる開閉器	絶縁抵抗測定			
	電線及び支持物	継電器との連動動作試験		1回/1年(※3)	
	断路器 遮断器 開閉器	外観点検	A (※9)		1回/1年
		絶縁抵抗測定			1回/1年(※1)
		継電器との連動動作試験			1回/1年(※3)
		絶縁油酸価試験			※4
		絶縁油耐圧試験			※4
		内部点検			※4
	電力ヒューズ	外観点検	A (※9)		1回/1年
		絶縁抵抗測定			1回/1年(※1)
	計器用変成器	外観点検	A (※9)		1回/1年
		絶縁抵抗測定			1回/1年(※1)
	変圧器	外観点検	A (※9)		1回/1年
		電圧・負荷電流測定	A (※9)		
		温度測定	A (※9)		
		絶縁抵抗測定			1回/1年(※1)
		絶縁油酸価試験			※4
		絶縁油耐圧試験			※4
	電力用コンデンサ リアクトル	外観点検	A (※9)		1回/1年
絶縁抵抗測定				1回/1年(※1)	
母線、避雷器 その他高圧機器	外観点検	A (※9)		1回/1年	
	絶縁抵抗測定			1回/1年(※1)	
配電盤及び制御回路	外観点検	A (※9)		1回/1年	
	低圧絶縁抵抗測定			1回/1年(※2)	
	継電器との連動動作試験			1回/1年(※3)	
接地装置	外観点検	A (※9)		1回/1年	
	接地抵抗測定			1回/1年	
絶縁監視装置	外観点検	A (※9)		1回/1年	
	設定値の確認			1回/1年	
	試験釘による動作確認	A (※9)		1回/1年	
	設定値における誤差測定			1回/1年	
	伝送試験			1回/1年	
負 荷 設 備	電動機、電熱器	外観点検	A (※9)	1回/1年	
	電気溶接機				
	その他電機機器類	低圧絶縁抵抗測定		1回/1年(※2)	
	照明装置、配線・配電器具	接地抵抗測定		1回/1年	
	設置装置	漏洩電流測定	A (※9)		

電気工作物		点検・測定及び試験項目	通常点検	年次点検	
非常用予備発電装置	原動機関係	外観点検	A (※9)	1回/1年	
		冷却水・潤滑油量の確認	A (※9)		
		起動試験	A (※9)	1回/1年(※5)	
		機構部、排気装置など		※8	
	電気関係	外観点検	A (※9)	1回/1年	
		指示計器表示確認	A (※9)		
		絶縁抵抗測定		※6	
		接地抵抗測定		1回/1年	
	運転制御関係			※8	
	蓄電池	蓄電池	外観点検	A (※9)	1回/1年
比重測定				※7	
液温測定				※7	
電圧測定				※7	
小出力発電設備	内燃力	原動機関係	外観点検	A (※9)	1回/1年
			機構部、排気装置など		※8
		電気関係	外観点検	A (※9)	1回/1年
			指示計器表示確認	A (※9)	
			絶縁抵抗測定		※6
	接地抵抗測定		1回/1年		
	運転制御関係			※8	
	風力	風車、支持工作物	外観点検	A (※9)	1回/1年
			機構部、支持部など		※8
			接地抵抗測定		1回/1年
		電気関係	外観点検	A (※9)	1回/1年
			指示計器表示確認	A (※9)	
			接地抵抗測定		1回/1年
			絶縁抵抗測定		※6
	運転制御関係			※8	
	太陽電池	太陽電池アレイ パワーコンディショナ	外観点検	1回/6月	1回/1年
			接地抵抗測定		1回/1年
		電気系統、制御装置	外観点検	A (※9)	1回/1年
			指示計器表示確認	A (※9)	
			絶縁抵抗測定		※6
パワーコンディショナ等の試験				※8	
単独運転検出機能の確認				※8	
接地抵抗測定		1回/1年			
その他	電気関係	外観点検	A (※9)	1回/1年	
		接地抵抗測定		1回/1年	
	その他				

- 注1 高圧回路絶縁測定について  
 ※1 高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている場合は、停電状態にして行う測定は3年に1回以上とする。
- 注2 低圧回路絶縁測定について  
 ※2 技術基準を定める省令第58条に規定された値以上の場合、停電状態にして行う測定は3年に1回以上とする。
- 注3 継電器との連動動作試験について  
 ※3 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常である場合は、停電状態にして行う測定は3年に1回以上とする。
- 注4 内部点検、絶縁油について  
 ※4 操作状態、絶縁抵抗値などを勘案し行う。
- 注5 非常用予備発電について  
 ※5 年次点検での起動試験は停電で自動起動し、復電で自動停止させ、電圧、周波数が正常であることを確認する。  
 ※6 絶縁測定はメーカーの取扱説明書により実施判断する。  
 ※8 機構部や運転制御等の試験についてはメーカーによる点検結果に基づく。
- 注6 蓄電池電解液について  
 ※7 負荷状態を勘案し行う。
- 注7 小出力発電設備について  
 ※6 絶縁測定はメーカーの取扱説明書により実施判断する。  
 ※8 機構部や運転制御等の試験についてはメーカーによる点検結果に基づく。
- 注8 特別点検  
 必要に応じて行う。
- 注9 注1～注3の測定、試験方法及びその判定の基準について  
 試験方法及びその判定の基準については別に定める「無停電年次点検の適用基準」による。なお、適用基準に満たない場合は、停電状態にして年次点検を行う。
- 注10 通常点検における点検頻度について  
 ※9 通常点検における点検頻度については、平成15年7月1日経済産業省告示第249号に定める設備条件による点検頻度を適用する。  
 A (※9) 隔月1回以上 契約書第2条に記載の点検頻度を記載
- 注11 年次点検における点検頻度について  
 年次点検は1年に1回以上行う。なお、主任技術者制度解釈及び運用（内規）（令和3年3月1日付け20210208保局第2号）4.(7)③イ括弧書きにおける停電点検の延伸を適用する場合は、無停電年次点検の適用基準に適合していることを確認し、無停電年次点検を1年に1回以上行い、停電年次点検を3年に1回以上行う。
- |         |                |
|---------|----------------|
| 無停電年次点検 | <b>適用しない</b>   |
| 停電年次点検  | <b>1年に1回以上</b> |
- 無停電年次点検を適用するには、  
**E206無停電年次点検の実施に伴う確認書・無停電年次点検の適用基準**  
 を満足している必要があります。  
 無停電年次点検を適用する場合、「適用する」「3年に1回」となります。